

【申請に当たり必ずお読みください】

- 本事業は、令和8年秋から令和9年夏にかけて開通予定の、新潟県と福島県を結ぶ国道289号（以下、「八十里越道路」という。）の開通を見据え、新潟県三条市、福島県只見町及び南会津町（以下、「3市町」という。）が連携し、八十里越道路を介した「八十里越街道」を一連の広域観光地として構築し、交流人口の増加に資する広域観光施策の推進を図る一環として、「八十里越街道」の価値観を伝える観光商品の創出を目的とするものです。
- 本事業は、3市町の地域資源を活用し、商品の販売や魅力の発信に注力する事業者を対象に、新たな観光商品の創出に係る試食、試用、モニターツアーなどといった調査の企画、調査項目の設計、集計・課題の整理等に係る支援を希望する事業者を募集するものです。申請に当たり、各取組要件をよく読み、申請ください。
- 事業の選定においては、書面審査に加え、必要に応じて、ヒアリング（遠隔によるものを含む。）を併せて行います。申請書類、ヒアリングで入手した情報、追加で提出された資料等については、選定会（越後・南会津街道観光・地域づくり円卓会議において開催）及び八十里越街道プロモーション事務局（三条市・只見町・南会津町及び本事業の委託事業者を指す。以下、「事務局」という。）に提供します。
- 選定会の事務運営は、事務局が実施します。支援対象に選定された事業については、申請者は事務局とでスケジュール等を共有しながら、令和6年度中に商品を販売いただき、事務局でこれを支援します。
- 採択に当たり合意した事項が行われない又は守られない場合、申請書類に虚偽の記載を行う、ヒアリング時に虚偽の発言をするなどした場合には、経費の一部又は全部が支払われない場合があります。
- 事業によって得られた知見等については、事業終了後に事業報告書として取りまとめ等を行うことにより、得られた知見等について他事例へ広く横展開を行います。
- 本事業は、事業終了後も、本事業における計画策定等を元に事業展開を継続的に活用・展開し、地域住民・観光客の双方の満足度及び域内生産額の向上を目指すことを求めます。

1 事業概要

(1) 背景

国道 289 号は、昭和 45 年に国道として認定された新潟県新潟市を起点として福島県いわき市に至る総延長 304km の道路です。このうち新潟県三条市（旧下田村）から福島県只見町に至る県境部分が「八十里越」であり、実際の距離は八里しかないのですが、あまりの険しさゆえ一里が十里にも感じられたことから古来「八十里越」と呼ばれています。また、「八十里越」は、司馬遼太郎の小説「峠」の舞台としても知られる歴史の道です。現在、県境部分 19.1km は一般車両が通行できない「通行不能区間」となっていますが、これを解消するべく国土交通省・福島県・新潟県では国道 289 号改築事業を共同で進めています。この地域は日本でも有数の豪雪地帯のため、半年間しか工事できませんが、着実に事業は進められています。

国道 289 号は、新潟・福島両県はもとより東北及び北陸地方の産業、経済、文化、観光の新たな交流を促進させるべき地域連携軸として極めて重要な役割を担う路線です。しかしながら、新潟・福島両県境にある「八十里越」については未だ交通不能となっており、その役割が果たされておらず、一日も早い全線開通が望まれています。

そこで、国道 289 号の沿線地域である、三条市、只見町、南会津町の 3 市町の行政や関係する商工会、観光協会、そして国及び福島・新潟両県からなる「越後・南会津町観光・地域づくり懇談会」（以下、懇談会）を設立し、年に一度、工事の進捗状況を見据えながら、「越後・南会津街道観光・地域づくり円卓会議」の取組状況の共有や、懇談会参加者個々の取組に関する意見交換・情報交換を行っています。

【参考 1】[越後・南会津エリアのアイデンティティと観光客のアンケート結果](#)

【参考 2】[越後・南会津エリアの「強み・魅力」の整理](#)

なお、令和 5（2023）年 12 月 15 日に、国土交通省北陸地方整備局長岡国道事務所と新潟県・福島県は、八十里越道路の開通時期を令和 8（2026）年秋～令和 9（2027）年夏となる見込みであると発表しました。

(2) 事業目的

以上の背景から、八十里越道路の開通を見据え、八十里越道路を介した「八十里越街道」を一連の広域観光地として構築し、交流人口の増加に資する広域観光施策の推進を図る一環として、「八十里越街道」の価値観を伝える観光商品の創出を目的とするものです。

本事業は、3 市町の地域資源を活用し、商品の販売や魅力の発信に注力する事業者を対象に、観光商品の開発に係る取組を希望する事業者を公募します。なお、各事業の要件については、「2 (2) 募集する事業内容」を参照ください。

2 募集内容等

(1) 申請対象者

事業実施の対象となる申請者は、次の条件を全て満たすものとします。

- ア 3市町に所在し、3市町の地域資源を活用しながら、商品の販売や魅力を発信する事業者であり、「(2) 募集する事業内容」に示す取組が可能であること。
- イ 暴力団又は暴力団員の統制の下にある事業者でないこと。

(2) 募集する事業内容

募集する事業は、3市町の地域資源を活用し^{※1}、商品の販売や魅力の発信に注力する事業を対象とします。

※1：3市町全ての地域資源の活用は必須ではない。

また、事業の成果物や告知物には、八十里越街道のロゴマーク及びキャッチコピー^{※2}を表記することとします。

※2：八十里越街道のロゴマーク及びキャッチコピーについては、下記 URL を参照のこと。

<https://www.hachijurigoe.jp/news/post-1632>

(3) 応募申請書の記載

申請に当たっては、「(2) 募集する事業内容」に掲げた条件が満たされるよう、別紙様式に沿って必要事項を記載し、事業を提案してください。

ア 様式1

申請事業者名・当該事業者の代表者名、事業名の案等を様式に沿って記載してください。

なお、申請事象者や当該事業者の代表者等の自署・押印は不要です。

イ 様式2

「(2) 募集する事業内容」に掲げた条件が満たされるかが明確となるよう、事業計画等について記載してください。

記載された内容は、事業実施者の選定において使用します。審査項目等については、「3 事業実施者の選定」を参照してください。

ウ 様式3

事業等に係る経費について記載してください。

対象とする経費について、詳しくは、「(6) 対象経費」を参照してください。

記載内容は、「様式2」と同様に事業実施者の選定において使用します。

審査項目等については、「3 事業実施者の選定」を参照してください。

(4) 対象経費

ア 事業等において対象とする経費

「2 募集内容等」の「(1) 申請対象者」並びに「(2) 募集する事業内容」及び「(3) 事業の実施に付随する業務」の要件を満たす事業活動を実施するために必要な経費[※]が対象となります。

※必要な経費とは、事業全体経費ではなく、本支援で希望する経費とします。

イ 事業等の対象となる経費の規模（本事業の支援額）

本事業における支援額は1事業当たり上限10万円とし、3事業程度を対象とする予定です。

ウ 事業等の対象経費の精査に関する事項

対象経費については、事業完了後に事務局が精査し、事業完了後に事業実施者へ支出する精算払いとなります。

公募の要件を満たす事業活動を実施するために必要な経費として支出されたと、明確に確認できない、認められない場合には、補助対象とならないことがあります。

なお、次項の【対象外経費】も合わせてご確認ください。

【支援対象外経費の具体例】

(ア) 国、都道府県、市町村等により別途、同一活動の経費に対して補助金、委託費等が支給されている活動に関する経費

(イ) 建物等施設の建設・改修に関する経費

(ウ) 恒久的な施設の設置、大規模な改修に係る費用、耐久消費財や用地取得等、本事業の範囲に含まれ得ない経費

(エ) 本事業が調査事業であることを考慮せず、営利のみを目的とした活動に係る経費

(オ) コミュニティファンド等への初期投資（シードマネー）、出資金

(カ) 事業実施者における経常的な経費（事業実施に係らない人件費及び旅費、事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費及び通信料等）

(キ) 事業等の内容に照らし、事業実施者において当然備えているべき機器・備品等（例：机、椅子、書棚等の什器類、事務機器）の購入に係る経費

(ク) 親睦会に係る経費

(ケ) 3市町の支出基準を上回る謝金費用

(コ) 本事業の申請に要した費用

(サ) その他事業等と無関係と思われる経費

3 事業実施者の選定

(1) 選定方法

事業実施者の選定に当たっては、「(2) 選定基準」に従って、申請期限までに申請があった提案の中から、選定会において選定を行い7月中に採択事業を公表する予定です。

(2) 選定基準

選定に当たっては、以下の観点から審査を実施します。

必要に応じて、ヒアリング（遠隔によるものを含む。）を実施します。ヒアリング対象の申請については、事務局から対象となる申請者へ別途連絡します。

ア 形式審査

- ・申請主体が、「2 募集内容等」の「(1) 申請対象者」に掲げる条件を満たしていること。
- ・申請活動が、「2 募集内容等」の「(2) 募集する事業内容」に掲げる要件を満たしていること。

イ 内容審査

申請内容に対し、次の各項目について審査します。

<審査における必須項目>

①事業内容の有効性	【審査項目】 「八十里越街道」の価値観を伝える観光商品の創出や周知に向け、3市町の地域資源を活用し、商品の販売や魅力の発信を遂行できるもの。
②取組の的確性	【審査項目】 事業目的が「八十里越街道」沿線地域の地域資源の潜在価値を活用するものであること。
③事業遂行の確実性	【審査項目】 事業終了後、自走を前提とし、継続的な事業拡大をする中長期的な計画を伴っていること。

(3) ヒアリングの実施等

選定に当たり、必要に応じて、申請内容（提案内容）についてヒアリング（遠隔によるものを含む。）を実施します。また、必要に応じ、追加資料提出等の対応を求める場合があります。

いずれの場合も、事務局から対象となる申請者へ別途連絡します。

(4) 選定結果の公表

選定結果については、事務局から、選定者に対して通知するとともに、八十里越街道プロモーションサイト※にて選定団体名、事業内容等を公表します。

個別の審査結果に関するお問い合わせにはお答えできません。

※八十里越街道プロモーションサイト <https://www.hachijurigoe.jp/>

(5) 選定外事業への対応

支援対象としての採択結果に関わらず、申請いただいた新商品企画については、販売の目途が立ち次第八十里越街道プロモーションサイト※で宣伝を支援させていただくことが可能です。

※八十里越街道プロモーションサイト <https://www.hachijurigoe.jp/>

4 事業の申請・手続に関する質問

(1) 事業の申請方法

【申請書類の提出方法】

電子メールによる提出のみとします。

紙媒体やCD-ROM等の電子媒体を、郵送・持込み等の方法で提出できません。

【提出物】

下表の様式・ファイル形式に沿い、PDF形式を電子メールに添付し、提出してください。

各様式は、八十里越街道プロモーションサイト※からダウンロードできます。

※八十里越街道プロモーションサイト <https://www.hachijurigoe.jp/>

提出物	様式	ファイル形式
PDF形式	様式1：申請書	各様式をWord形式により作成し、一式をPDF形式1点にまとめ、提出すること。
	様式2：事業の計画	
	様式3：必要経費の内訳	

(注意点)

- ・各様式は、日本産業規格A列4版（A4）及び日本語で作成してください。
- ・提出する電子データ1点は、データ容量10MB以内となるようにしてください。
- ・提出する電子データの電子メールへの添付に代え、大容量送受信ツール等を使用することは、原則としてできません。
- ・当該電子データには、ウイルスチェックを実施してください。

【提出先】

電子メール hachijurigoe@gmail.com

注：電子メールの件名の冒頭に、以下を必ず付記してください。

〇〇〇〇には、申請事業者の名前を入れてください。

「【開発支援】 〇〇〇〇」

【申請期限】

令和6年6月30日（日）《必着》

注：事務局が受領したものを有効として取り扱います。

一度提出したものを差し替える場合も、本期限までに再提出してください。

【申請後の連絡】

- ・電子メールの受信後、事務局から受信確認のメールを送付します。
- ・受信確認のメールが届かない場合を除き、申請書類の受領確認のために事務局へ電話等により照会することはお控えください。
- ・提出不備等の場合や追加資料提出等の対応を求める場合、事務局から対象となる申請者へ別途連絡します。
- ・ヒアリング（遠隔によるものを含む。）対象となった申請については、事務局から対象となる申請者へ別途連絡します。

(2) 公募・申請手続に関する質問

【質問方法】

電子メールによりお問い合わせください。事務局への訪問や電話による質問等はお断りさせていただきます。

【質問受付期間】

令和6年6月3日（月）～ 令和6年6月14日（金）17:00《必着》

【質問先】

電子メール hachijurigoe@gmail.com

注：電子メールの件名の冒頭に、「問合せ」を必ず付記してください。

【質問後の連絡】

- ・電子メールの受信後、事務局から受信確認のメールを送付し、追って回答のメールを送付します。
- ・受信確認のメールが届かない場合、又は回答のメールが3開庁日を経過しても届かない場合を除き、事務局へ電話等により照会することはお控えください。